

「神戸市高齢者介護士認定制度合格者に対するキャリアアップ支援金
交付要綱」
よくある質問

Q. 1

対象となる「介護職員」の範囲は。(第2条関係)

A

本支援金は「神戸市高齢者介護士認定制度（以下、「認定制度」といいます。）の合格者を対象にしています。認定制度の受験資格については以下ホームページをご確認ください。

（神戸市介護サービス協会）

<https://kaigo-kobe.net/kenshuu/>

Q. 2

「認定制度合格年度の11月から5年以内」とあるが、認定制度に合格した月からではないのか。何故11月からなのか。(第2条関係)

A

認定制度における講習会、認定試験等の日程は、開催年度により異なります。「合格した月」については認定試験の合否が確定した月を基準としますが、例年11月前後に合否が確定することが多いため、本支援金については、毎年11月を基準月とすることとしています。

Q. 3

「認定制度合格時に在籍していた法人に継続して在籍」とあるが、同一法人内であれば異動しても引き続き対象ということでしょうか。(第2条関係)

A

同一法人の市内事業所への異動は対象です。ただし、市外への異動は対象外となります。

また、他法人への異動であっても、経営者、経営母体が同一とみなされる場合は同一法人扱いとします。その際、経営者等が同じであること確認できる書類の提出を求める場合がありますのでご了承ください。

Q. 4

「交付年度末」に在籍していることとはどういう意味か。年度途中で退職した場合はどうなるのか。（第2条関係）

A

認定制度合格者に同一事業所で継続して従事しながら介護福祉士へのキャリアアップを目指していただくことを目的に、支給要件を「交付対象の年度末（3月）に在籍していること」としています。

したがって、年度途中で退職した場合、当該年度分は対象外となり、市から法人への支援金交付はありませんのでご注意ください。

Q. 5

認定制度合格以前に、すでに介護福祉士資格を取得している職員は対象か。（第2条関係）

A

本支援金は、介護福祉士へのキャリアアップを目的としていますので、すでに介護福祉士資格を取得されている職員は対象外です。

Q. 6

過去の認定制度合格者について、申請が必要か。また、支援金の額がどうなるか。（第2～4条関係）

A

前年度に申請された方につきましても、毎年度の申請が必要となりますので、ご注意くださいようお願いいたします。ただし、介護福祉士に合格した場合、その年度までの支給となります。

支援金の額については認定制度合格月（基準月11月）から最長60ヶ月（5年間）となるため、下記の通りになります。

キャリアアップ支援金の支給額早見表

年度ごとの 支給額	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目
	5万円	12万円	12万円	12万円	12万円	7万円
内訳	11月から翌年3月 までの5か月分	4月から翌年3月 までの12か月分	4月から翌年3月 までの12か月分	4月から翌年3月 までの12か月分	4月から翌年3月 までの12か月分	4月から10月まで の7か月分

※支援金は月算定のため、認定制度合格初年度は5か月分、支援金最終年度は7か月分支給される。

Q. 7

市からの支援金はいつ交付されるのか。(第4～5条関係)

A

交付年度末に、事業者からの実績報告書の提出を受けた後、交付額を確定し、最終的に交付することになります(要綱第9～11条)ので、実際の交付は翌年度の4月下旬～5月になります。

Q. 8

交付対象職員には支援金をどのタイミングで支給すべきか。(第5条関係)

A

「毎月1万円ずつ支給」、「年度末に一括して12万円(または5万円、7万円)支給」等、事業者から交付対象職員への支給方法は指定しませんが、4月上旬に実績報告書をご提出いただく際には、「交付対象職員に対し支援金を支給したことを証する書類(給与明細の写し)等」を添付していただきますので、3月末までを目途に支給してください。

なお、仮に、年度末までに対象職員が退職した場合、それまで事業者が対象職員へ支給した支援金は、市の交付対象外となりますのでご注意ください。

Q. 9

支援金支給について、法人の給与規定等に規定しなければならないのか。(第5条関係)
--

A

市では、特に求めています。

Q. 10

交付申請の受付はいつからか。(第6条関係)

A

交付申請の受付開始は、過年度合格者分も含め、認定制度の合格者確定後(例年11月頃)を予定しています。神戸ケアネットのページでお知らせいたしますのでご確認ください。

(神戸ケアネット)

<https://www.city.kobe.lg.jp/a46210/kenko/fukushi/carenet/index.html>